

生活交通運行事業に関する説明

芳野地区生活交通を考える会

岡山市 交通政策課

1. 岡山市における生活交通の役割・位置づけ

【役割①】公共交通の利用が不便な地域における日常生活の移動手段

- 現在、公共交通の利用が不便な地域に20万人居住しており、このような地域での移動手段を確保する。

【役割②】外出機会を創出し、地域活力を維持・向上する手立て

- 高齢者等の交通弱者の移動手段を確保し、地域の商業店舗や病院に結ぶことで、地域内の消費活動を創出する。

【役割③】地域で地域の公共交通を考えるきっかけ

- 地元組織が主体となって企画・導入・運用を行うことで、地域で地域の公共交通を考える機会とする。
- 既にある地域の公共交通（タクシーを含む）が活用できるように配慮し、中長期的に公共交通指向への転換を目指す。

■生活交通の導入イメージ



■生活交通の確保

鉄道やバスが利用しづらい地域を対象に、デマンド交通等の導入により、日常生活で必要な交通手段を確保する。

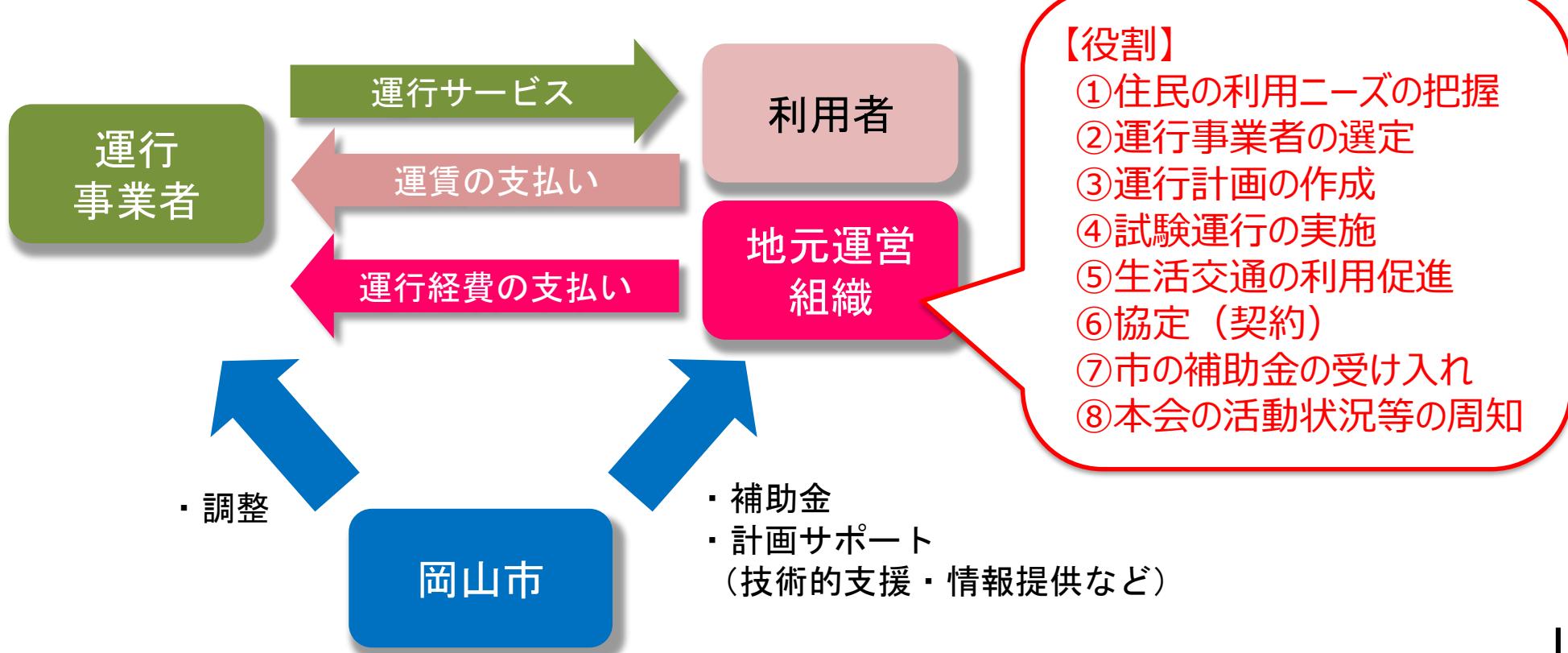
■地域の施設や公共交通へ接続

地域のニーズを踏まえつつ、スーパーや病院等日常生活に必要な施設や、駅やバス停等の既存の公共交通へ接続する。

2. 生活交通の事業内容

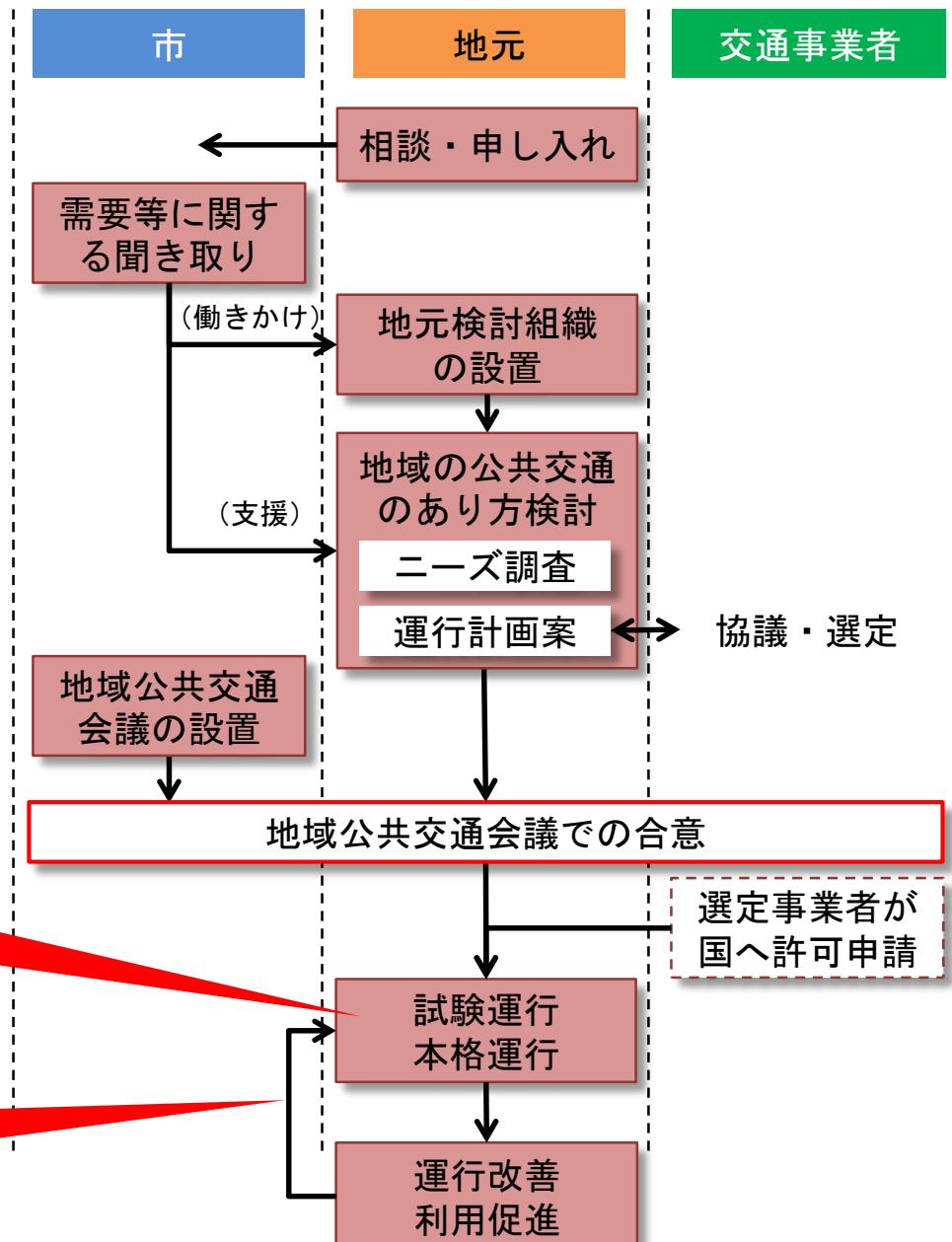
(1) 検討・運用体制

- 導入検討の意向がある地域で運営組織を立ち上げ、そこが主体となって検討・運用を行う。
 - 芳野地区では、地元運営組織「芳野地区生活交通を考える会」を設立
 - 市は、生活交通の理念に則って、ニーズ調査や運行計画策定に関する技術的支援と補助金により地元運営組織を支える



2.(2) 導入・運用の流れ

- ニーズ調査に基づく運行計画を策定し、**1年間の試験運行を実施**
 - 試験運行の結果を踏まえて、本格導入の判断及び運行計画の策定を行う
- 当該地域で運行するバスやタクシーなどの**既存交通事業者との合意が必須**
 - 地域公共交通会議での合意の後、国へ事業認可申請
 - 試験運行、本格運行それぞれ合意が必要



<運行計画の検討におけるスタンス>

①需要に応じた規模でスタートする

- そもそも路線バスの成立が難しい地域であるため、タクシー車両（セダン型）での運行からスタートする
- 週30便程度の運行頻度を基本と考える
- 需要の変化に応じて、運行頻度や車両をバージョンアップしていく（地域が考える）

②買物や通院目的の移動を支える

- 目的地は主としてスーパー・病院・診療所とし、買物や通院目的の移動をターゲットとする
(福祉タクシー・スクールバスではない)

③地域の交通事業者で、地域の施設を結ぶ

- 運行可能な地域の交通事業者の選定を心がけ、地域の商業施設・病院等の施設を行先とすることで、地域の活力・経済を維持・向上を図る

④駅・バス停に結節させる

- 駅・バス停へ結節することで、鉄道や路線バスの下支えとなる交通サービスを目指す
- ただちに多くの乗り換え需要が見込めないとしても、多様な選択肢を用意することで、中・長期的に公共交通指向への転換を図る

2.(3) 芳野地区での運行サービス

<車両>

- ・2名以上の場合は、**相乗りでの利用**となります。
- ・利用者の増加に伴い、車両の大型化や増便などを地元と協議します。



<利用方法>

- ・区域内はどこでも乗り降りできます。
※交差点など危険な場所は除く
- ・区域外では指定の停留所で乗り降りします。
- ・利用する際は、事前に運行事業者へ**電話で予約**していました

<運賃>

- ・地元検討組織との契約の中で運賃が**設定**されます。

利用方法

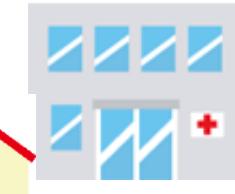
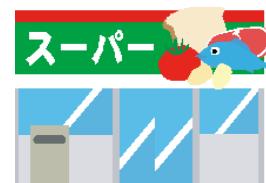
① 電話で予約

※利用する際は事前に予約
※乗車場所や行先を指定

② 自宅付近等で乗車



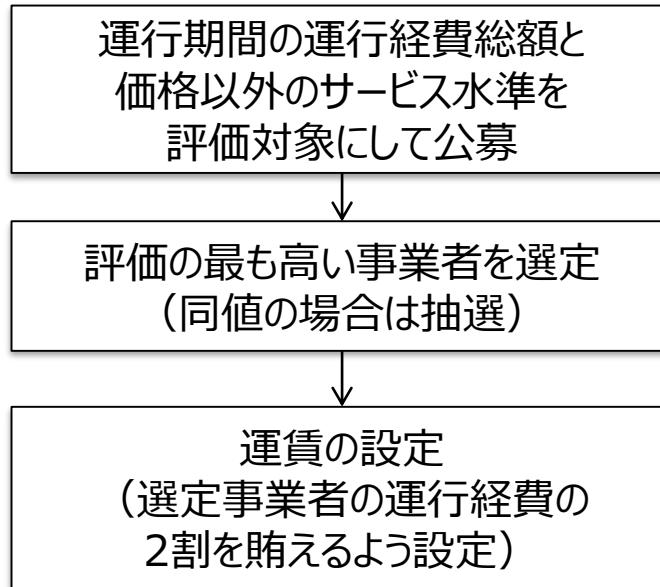
③ 目的地付近で運賃を支払って降車



2.(4) 運行事業者の選定

- 価格と価格以外のサービスの両面で運行事業者を評価し選定
- 公募の範囲、評価項目の検討、評価及び選定は、地元検討組織で決定
- 運行計画の見直しや運行事業者の再選定は、地元検討組織の判断で必要に応じて実施する

■事業者選定

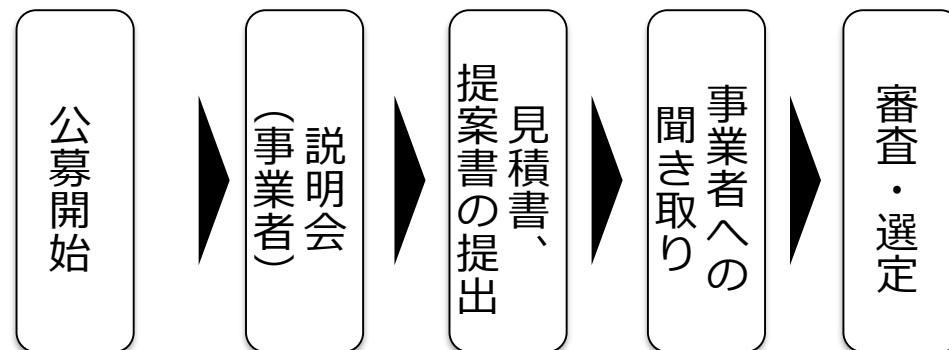


地域公共交通会議で合意

■評価項目（下記項目について事業者が提案書を提出）

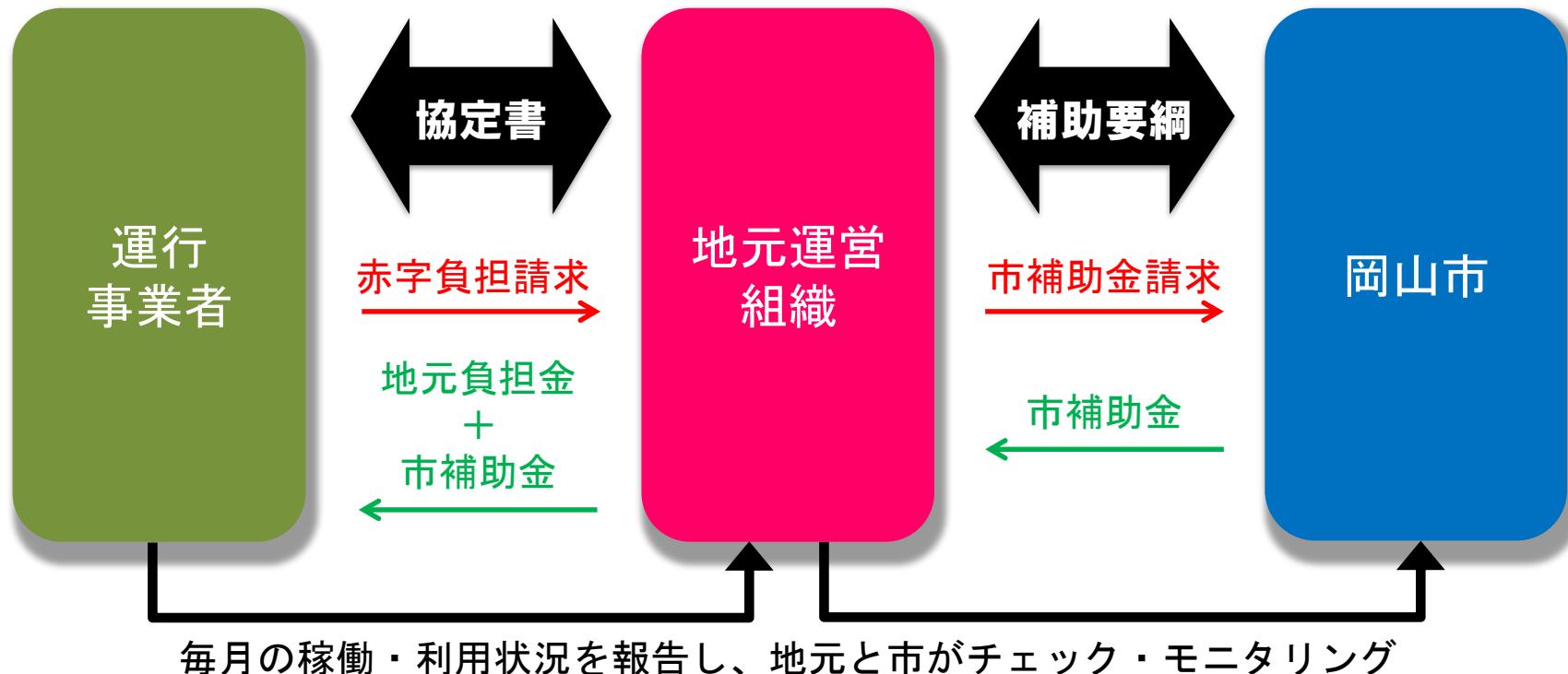
項目（例）		内容（例）
価格	運行対価	運行サービスの対価（1便あたり）
価格 以外	安全性	安全・安心なサービスを提供するための取組み
	利便性	乗合タクシーの予約方法や、利用する際の利便性向上策として提供できるサービス
	その他	その他の独自に提供されるサービス

■選定までの流れ



2. (5) 契約・支払い手続き

- 地元運営組織は、運行サービスと対価の支払い等に関して、運行事業者と協定書を締結。
- 市は、地元運営組織に対して、要綱に基づき補助金を交付。
- 運行事業者は、地元運営組織に、稼働・利用状況を書類で報告。
 - 運行事業者は、指定する統一フォーマットで収支計算書や稼働・利用情報を書類報告し、地元運営組織と市で、各種請求内容を確認する。



2.(6) 試験運行開始までのスケジュール

スケジュールは地元・交通事業事業者と調整

[STEP①] 運行事業者の募集

赤字：事業者が主体的に行うこと

- 企画提案書の提出（参加意向のある交通事業者）
- 交通事業者へのヒアリング⇒選定（地元検討組織）

[STEP②] 運行事業者の選定

- 運賃設定（地元検討組織が決定）
- 運行準備等に関する覚書締結（地元検討組織↔運行事業者）
- 停留所地権者との承諾書取り交わし（運行事業者）

[STEP③] 地域公共交通会議

- 事業認可申請の書類作成（運行事業者）
※市がサポート

[STEP④] 事業認可申請(運輸局)

- 運輸局許可後…
- 運行に関する協定書締結（地元検討組織↔運行事業者）
 - バス停の作成・設置（市、地元検討組織）
 - 車体表示板の作成（市、地元検討組織）
 - 住民への周知（市、地元検討組織）

[STEP⑤] 試験運行の開始

記載事項について調
次第、協定書へ移行